

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○商標法施行規則の一部を改正する省令(経済産業七二)

〔告 示〕

○肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産二七四〇)

○生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があつた件(同二七四一)

○肥料の登録が失効した件(同二七四二)

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第三条第一項第一号から第三号に掲げる事項の一部を改正する告示(経済産業・環境一一)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、地方職員共済組合役員の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

省 令

○経済産業省令第七十一号

商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十八日

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表(第六条関係)

別表(第六条関係)

第一・二類	第三類	第四類	第九類
〔略〕	一 せっけん類 洗い粉 ガラス用洗淨剤 クレンジャー 化粧せっけん 工業用せっけん シャンプー 石油系合成洗剤 洗濯せっけん ドライクリーニング剤 ハンドクリーナリー 便器洗淨剤 ペット用シャンプー 磨き粉 水せっけん	〔略〕	一〇十一 〔略〕 十二 電気通信機械器具 (一) 〔略〕 (二) 電気通信機械器具の部品及び付属品 アンテナ イヤホン キャビネット 携帯電話機 機用ケース 携帯電話機用ストラップ コイル 磁気テープリーダー 磁気テープクリーナー
第一・二類	一 せっけん類 愛玩動物用シャンプー 洗い粉 ガラス用洗淨剤 クレンジャー 化粧せっけん 工業用せっけん シャンプー 石油系合成洗剤 洗濯せっけん ドライクリーニング剤 ハンドクリーナリー 便器洗淨剤 磨き粉 水せっけん	〔略〕	一〇十一 〔略〕 十二 電気通信機械器具 (一) 〔略〕 (二) 電気通信機械器具の部品及び付属品 アンテナ キャビネット 携帯電話機用ストラップ コイル テープリーダー 磁気 テープクリーナー 磁気 ヘッドリーダー 磁気